

法務省施設の防災・減災対策【法務省】

施策概要

法務省施設について、旧耐震基準施設の建替えを促進し耐震改修を進めるとともに、新耐震基準施設の長寿命化の検討を実施

効果

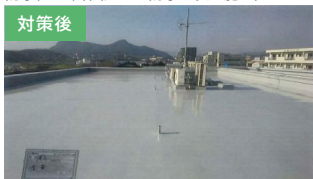
災害時における一般来庁者及び職員等の生命・身体の安全を確保

■ 全国的な対策と効果

全国の法務局・検察庁・出入国在留管理局等の法務省施設のうち、新耐震基準施設の長寿命化
外壁・屋上の劣化(タイル剥落のおそれ、防水性に不備) 改修工事の実施(外壁材を補強し、防水性も確保)



屋上の劣化(防水性に不備)



全国の法務局・検察庁・出入国在留管理局等の法務省施設のうち、旧耐震基準施設の耐震改修工事
耐震性が低い壁(耐震性に不備) 耐震性が向上(耐震壁を新設し、宿舍の耐震性を確保)

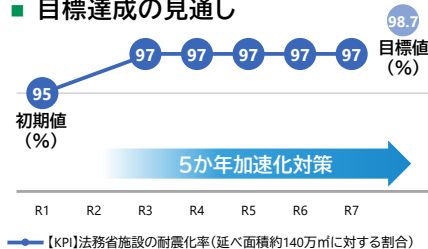


法務省施設の総延べ面積	約140万㎡
耐震基準を満たしている法務省施設の延べ面積	約136万㎡
5か年加速化対策による対策実施面積	約3.4万㎡

■ 予算額(国費)(加速化・深化分)

R3	R4	R5
4億円	23億円	17億円
R6	R7	累計
11億円	23億円	78億円

■ 目標達成の見通し



整備事例

老朽化が進行した庁舎の建替えにより、一般来庁者及び職員等の安全を確保する



法務省(本省)



静岡県沼津市



沼津法務総合庁舎新営工事

■ 庁舎の建替工事



避難階段

庁舎外観

津波発生時は、避難階段を使用し、地域住民が屋上避難広場へ避難することが可能になった



単独室

施設の耐震性が向上し、大規模地震における建物被害を軽減できる見込み

■ 事業費

41億円(うち5か年加速化対策(加速化・深化分)2.5億円)

■ 事業の背景(地域の課題)

法務省施設には、現行の耐震基準制定(昭和56年)以前に建築された施設が多数存在しているところ、これら施設の経年による老朽化が著しい状況にあり、本施設も現行の耐震基準を満たしていない状況にありました。本施設が所在する静岡県沼津市は、最大クラスの南海トラフ地震が発生した場合、最大震度6強の強い揺れが予測されており、また、最大10メートルの津波高が想定されています。

■ 事業の内容

昭和36年に竣工した庁舎の建替工事を行い、現行の耐震基準を満たしました。また、津波への対策として、庁舎屋上に避難広場を設けるとともに、避難用の階段を設置し、津波発生時、地域住民が庁舎内の業務用スペースを経由することなく、直接、また短時間で屋上避難広場へ避難できるようにしました。さらに、電気室及び発電機室を最上階に配置することで、津波だけでなく、周辺河川が氾濫した場合でも業務が継続できるよう、水害に強い建物としています。

■ 見込まれる効果

本工事を実施したことで、南海トラフ地震等の大規模地震の発生時や、周辺河川の氾濫による水害時において、施設内の職員や被收容者、一般来庁者の生命・身体の安全確保だけでなく、近隣に居住する地域住民についても、避難可能となり、安全を確保できる見込みです。